

黒石市公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

平成24年8月30日策定

第1 目的

この基本方針は、市内の公共建築物の整備において積極的に地元産材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針（平成23年9月21日策定）「青い森県産材利用推進プラン」に即して、法第9条第1項の規定に基づき、市内の公共建築物等の整備において地元産材の利用を促進するため必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この基本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、市が事業主体となり整備する建築物をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- (4) 「地元産材」とは、市内で伐採された原木（間伐材を含む。）を材料とし、原則として市内で加工された製材品、集成材及び合板等をいう。
集成材にあっては、原材料の50%を超える量が市内で伐採された原木を材料とするものをいう。
- (5) 「低層」とは、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。

第3 公共建築物等における木材の利用の施策に関する基本的事項

- 1 市は、この基本方針に基づく木材利用の促進のため、生産者及び関係団体・関係者の協力を得ながら各施策を通じ、林業の生産性の向上に努め森林の適切な整備に努める。
- 2 公共建築物に地元産材を率先して利用することにより、木の持つ暖かさや特性、利用効果などを広く市民に提供することができる。

このことは、一般住宅や建築物以外の工作物等としての木材の利用拡大への波及効果など、市の森林の保全整備、林業の再生及び地域経済の活性化が期待される。

第4 地元産材の利用を促進すべき公共建築物等

- 1 木造化を促進する公共建築物は以下のとおりとする。
 - (1) 社会教育・体育施設（体育館等）、保健・衛生施設（診療所等）、社会福祉施設（児童福祉施設等）、教育・研修施設（学校等）、行政施設（庁舎等）、住宅施設（公営住宅等）、その他（多目的集会施設等）
- 2 木質化を促進する箇所等は以下のとおりとする。

- (1) 公共建築物の内装等
- (2) 家具・備品・調度品等
- (3) 公共工事で用いる構造物等

- 3 木質バイオマスの利用の促進

暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の導入に努める。

第5 公共建築物等における地元産材の利用の目標

- 1 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造とする。
 - (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造とすることが困難な施設。

- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造とすることが困難な施設。
- (3) その他、木造とすることが困難な理由があるもの。
- 2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化を促進する。
- 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、地元産材の使用に努める。
- 4 市有施設における備品及び消耗品は、地元産材を用いた製品の使用に努める。
- 5 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

第6 その他地元産木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 木材の利用にあたり、設計上の工夫や効率的な木材の調達等により、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。
- 2 備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断する。